

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 条 例
○ 福島県条例の一部を改正する条例
- 規 則
○ 福島県条例施行規則の一部を改正する規則
- 福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

条 例

福島県条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和八年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県条例第三十四号

福島県税条例の一部を改正する条例

福島県税条例（昭和二十五年福島県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第七十一条の十二第二項から第五項まで及び第七十一条の十四の二」を「第六十八条第二項から第五項まで及び第七十条」に、「種別割並びに環境性能割」を「もの」に改め、「、過少申告加算金、不申告加算金及び加重加算金」を削る。

第二十六条の三第一項第三号ア中「公益信託ニ関スル法律（大正十一年法律第六十二号）第一条の公益信託」を「公益信託に関する法律（令和六年法律第三十号）第二条第一項第一号に規定する公益信託」に、「第一条第一項」を「第八条」に、「許可」を「認可」に改め、同条第四項第一号中「掲げる金額（以下この項）を「掲げる金額と当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額（租税特別措置法第四十一条の十六の二第二項の規定の適用がある場合には、その適用後の額）から四十八万円を控除して得た額（当該控除して得た額が零を下回る場合には、零とする。）との合計額（次号及び第三号）に改める。

第四十条の三第十一項中「第百十八条の二十五の三第三項」を「第百十八条の二十五

の二第三項」に、「適用される」を「適用する」に改め、同条第十二項第一号中「第九十一条第四項」を「第九十一条第三項」に改め、同項第二号中「第百十一条」を「第百十一条第三項」に改める。

第四十条の三の二第二項中「十万円」を「十六万円」に、「二十三万円」を「六十六万円」に、「十二万円」を「三十四万円」に改める。

第五十九条第一項を次のように改める。

自動車税は、法第百四十五条に規定する自動車（以下自動車税について「自動車」という。）に対し、その所有者に課する。

第五十九条第二項を削り、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六十条第一項中「、自動車税の賦課徴収については」及び「前条第一項に規定する自動車の取得者（以下この節において「自動車の取得者」という。）及び」を削り、同条第二項中「自動車の取得者及び」を削り、同条第三項及び第四項を削る。

第六十一条（見出しを含む。）及び第六十二条（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改める。

第六十三条から第七十一条の七までを削り、第七十一条の八の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第六十三条とする。

第七十一条の九（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第六十四条とする。

第七十一条の十（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第六十五条とする。

第七十一条の十一（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第六十六条とする。

第七十一条の十二（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第六十七条とする。

第七十一条の十三の見出し及び同条第一項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第二項中「新規登録」を「道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（次項並びに第七十条及び第七十一条において「新規登録」という。）」に、「第百七十七条の十」を「第百五十七條」に、「種別割」を「自動車税」に、「第七十一条の十一」を「第六十六条」に改め、同条第三項中「種別割」を「自動車税」に、「第七十一条の十五」を「第七十一条」に改め、同条第四項及び第五項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条を第六十八条とする。

第七十一条の十四を第六十九条とし、第七十一条の十四の二（見出しを含む。）中「種別割」を「自動車税」に、「第七十一条の十三」を「第六十八条」に改め、同条を第七十条とする。

第七十一条の十五の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項各号列記以外の部分中「種別割」を「自動車税」に改め、「変更登録又は」の下に「同法第十三条第一項に規定する」を加え、同項第二号中「第七十一条の九」を「第六十四条」に改め、同項第五号中「第百四十六条第三項」を「第百四十六条第二項」に改め、同条第四

第一号」を「第四十二条の十二の五第四項第一号」に、「第四十二条の十二の五第五項第九号」を「第四十二条の十二の五第四項第八号」に、「同項第十一号」を「同項第九号」に、「同項第六号」を「同項第七号」に改め、同条に次の一項を加える。

15 電気事業法第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者（以下この項において「一般送配電事業者」という。）が、他の一般送配電事業者又は同条第一項第十一号に規定する送電事業者であつて、同法第二十八条の四十八第一項に規定する広域系統整備計画に定める同条第二項第一号に掲げる電気工作物（同法第二条第一項第十八号に規定する電気工作物をいう。）の整備又は更新の実施（以下この項において「地域間連系線の整備等」という。）を行う者として施行規則附則第二条の十二第一項又は第二項に規定するものに対して、地域間連系線の整備等に必要費用に相当する金額として施行規則附則第二条の十二第三項に規定する金額を支払う場合における当該支払をする一般送配電事業者の第三十九条の四第四号の各事業年度の収入金額は、令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日までの間に開始する各事業年度の事業税に限り、法第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から施行令附則第六条の二第十四項に規定する金額を控除した金額による。

附則第八条の九中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

附則第九条第三項中「令和八年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同条第八項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条第九項中「同条第十三項」を「同条第十七項」に改め、同条第十一項中「令和八年三月三十一日」を「令和十年三月三十一日」に改め、同条に次の一項を加える。

12 診療所（医療法第一条の五第二項に規定する診療所をいう。以下この項において同じ。）の開設者又は管理者が同法第三十条の四第二項第十一号イ②に掲げる区域のうち施行令附則第七条第二十五項に規定する区域において診療所の用に供する不動産で施行令附則第七条第二十六項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和十年三月三十一日までに行為されたときに限り、当該不動産の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

附則第九条の六第一項中「損壊した家屋（以下この項及び次項）を「損壊した家屋（福島県の区域内に所在し、又は所在していたものに限る。以下この項）に、「令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで」に改め、同条第二項中「被災家屋」を「東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋」に改め、「土地（」の下に「福島県の区域内にあるものに限る。」を加え、「令和八年三月三十一日まで」を「令和八年四月一日から令和十一年三月三十一日まで」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「附則第十条の二の七第一項」を「附則第十条の五第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「所在していた農用地」の下に「（農業経営基盤強化促進法第四条第一項第一号に規定する農用地をいう。）」を加え、同項を同条第五項とする。

附則第九条の八及び附則第十条の二の十から第十條の二の十二までを削る。

附則第十条の三の見出し及び同条第一項中「の種別割」を削り、同条第二項中「第七十一条の九」を「第六十四条」に改め、「の種別割」を削る。

附則第十条の三の二から第十條の三の七までを削る。

附則第十条の四の前の見出し中「の種別割」を削り、同条第一項中「法第四百九条第一項第一号に規定する電気自動車」を「電気モーターとする自動車で内燃機関を有しないもの」に、「法第四百九条第一項第二号に規定する天然ガス自動車」を「専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則附則第五条第一項に規定するもの」に、「法第四百九条第一項第三号に規定する電力併用自動車」を「」を「内燃機関を有する自動車と併せて電気その他の施行規則附則第五条第四項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第二条第十七項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第五条第五項に規定するもの」という。第一号、」に、「第七十一条の十」を「第六十五条」に改め、「の種別割」を削り、同条各号を次のように改める。

一 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいう。第三項第一号において同じ。）又は石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車（電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則附則第五条第六項に規定するもの）をいう。次号、次項第三号及び第三項第一号において同じ。）に該当するものを除く。同項第二号において同じ。）で平成二十七年三月三十一日までに最初の道路運送車両法第七条第一項に規定する新規登録（以下この条及び次条第一項において「初回新規登録」という。）を受けたもの。初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。第三項第三号において同じ。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成二十九年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの。初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第十条の四第二項各号列記以外の部分中「第七十一条の十」を「第六十五条」に、「令和四年四月一日から令和八年三月三十一日まで」を「令和七年四月一日から令和十年三月三十一日まで」に改め、「の種別割」を削り、同項第二号中「第六十四条第一項第一号ア①」に規定する排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下この号及び次項各号において「排出ガス保安基準」という。）」に、「同法第四十一条第一項の規定により平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則第九條の二第三項に規定する平成二十一年天然ガス車基準」を「同条第一項の規定により平成二十一年十月一日（同法第四十条第三号に規定する車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の天然ガス自動車にあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第二項に規定するもの」に改め、同項第三号中「第二項第三号に規定する」を削り、同項第四号から第

六号までを削り、同条第三項を次のように改める。

3 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車に対する第六十五条第一項第一号ア及び第二項第一号の規定の適用については、当該営業用の乗用車が令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、令和八年度分の自動車税に限り、前項の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン自動車（充電機能付電力併用自動車に該当するものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第四項に規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第五項に規定するものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第五十一条第一号イに規定するエネルギー消費効率（以下この項及び附則第十条の四の四第一項において「エネルギー消費効率」という。）が同法第四百九十九条第一項の規定により定められるエネルギー消費効率等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則附則第五条の二第六項に規定するエネルギー消費効率（以下この号において「基準エネルギー消費効率」という。）であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ基準エネルギー消費効率であつて令和十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（次号及び第三号において「令和十二年度基準エネルギー消費効率」という。）以上のもので施行規則附則第五条の二第七項に規定するもの。

二 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第八項に規定するものに定める窒素酸化物の値の二分の一を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同項の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第九項に規定するものに定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第五条の二第十項に規定するもの。

三 軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条第一項の規定により平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第十一項に規定するもの又は同項の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則附則第五条の二第十二項に規定するものに適合するものであつて、エネルギー消費効率が令

和十二年度基準エネルギー消費効率に百分の九十を乗じて得た数値以上かつ令和十二年度基準エネルギー消費効率以上のもので施行規則附則第五条の二第十三項に規定するもの。

附則第十条の四の二第一項各号列記以外の部分中「法第四百六十六条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、「の種別割」を削り、「第七十一条の十」を「第六十五条」に改め、同条第二項中「の種別割」を削る。

附則第十条の四の三第一項中「法第四百六十六条第二項」を「道路運送車両法第二条第五項」に改め、「の種別割」を削り、「第七十一条の十」を「第六十五条」に改め、同条第二項中「の種別割」を削る。

附則第十条の四の四の見出し及び同条第一項中「の種別割」を削り、同条第二項中「の種別割」を削り、「第七十一条の十二」を「第六十七条」に、「第七十一条の十六」を「第七十一条の二」に改め、同条第三項中「の種別割」を削る。

（東日本大震災に係る自動車等持出困難区域内の自動車に対する自動車税の特例）

第十条の五 自動車等持出困難区域（避難指示区域であつて平成二十四年一月一日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第五十四条による改正前の原子力災害対策特別措置法第二十条第三項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第二十八条第二項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第六十三条第一項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域をいう。以下この項において同じ。）内の自動車等が、次に掲げる自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の自動車等持出困難区域となつたものとみなす。

一 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から継続して当該自動車等持出困難区域等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日以後同項の自動車等持出困難区域となつたものとみなす。

二 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車等、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの。

ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）第二条第一項に規定する自動車に該当する自動車。当該自動車等持出困難区域の指定を解除する旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止し、又は同条第十一項に規定する旨の公示があつた日から二月以内に「引取業者」という。）に引き渡したものの

旨の公示があつた日から二月以内に用途を廃止したもの又は同日から九月以内に解体したもの。

三 自動車等持出困難区域を指定する旨の公示があつた日から当該自動車等持出困難区域の外に移動させた日までの間継続して当該自動車等持出困難区域内にあつた自動車で、次に掲げる自動車の区分に応じそれぞれ次に定めるもの

ア 使用済自動車の再資源化等に関する法律第二条第一項に規定する自動車に該当する自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止し、又は引取業者に引き渡したものの

イ アに掲げる自動車以外の自動車 当該移動させた日から二月以内に用途を廃止したものの又は同日から九月以内に解体したもの

2 前項の規定の適用については、法附則第五十四条第二項に規定するところによる。附則第十条の六を削る。

附則第十四条第四項中「令和八年三月三十一日」を「令和十一年三月三十一日」に改める。

附則第十六条中「令和八年度」を「令和十一年度」に改める。
附則第十七条第二項、附則第十九条の二の二第三項及び附則第二十条の四第一項中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この条例は、令和八年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 福島県条例第四十条の三第十一項及び第十二項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和八年法律第 号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日

二 福島県条例附則第九条第九項の改正規定 都市再生特別措置法等の一部を改正する法律の施行の日

(事業税に関する経過措置)
第二条 改正後の福島県条例（以下「新条例」という。）の規定中法人の事業税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)
第三条 新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(軽油引取税に関する経過措置)
第四条 施行日前に福島県条例第五十八条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条例第五十八条の二第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入が行われた場合又は施行日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第五十八条第六項の規定に該当するに至つた場合において課する軽

油引取税の税率については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)
第五条 新条例の規定中自動車税に関する部分は、令和八年度以後の年度分の自動車税について適用する。

2 施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(福島県特別措置条例の一部改正)
第六条 福島県特別措置条例（昭和三十八年福島県条例第十九号）の一部を次のように改める。

第六条の三第四項を削る。

第十一条中「固定資産税又は自動車税の環境性能割」を「又は固定資産税」に改め、同条の表自動車税の環境性能割の納税義務者の項を削る。

(福島県特別措置条例の一部改正に伴う経過措置)
第七条 前条の規定による改正後の福島県特別措置条例の規定の適用のうち、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(福島県出先機関設置条例の一部改正)
第八条 福島県出先機関設置条例（平成五年福島県条例第五十六号）の一部を次のように改める。

第一条第四項中「第七十一条の十三」を「第六十八条」に、「第七十一条の十四の二」を「第七十条」に、「種別割並びに環境性能割」を「もの」に改める。

(税 務 課)

規 則

福島県条例施行規則の一部を改正する規則及び福島県特別措置条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和八年三月三十一日

福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県規則第三十一号

福島県条例施行規則の一部を改正する規則

福島県条例施行規則（昭和二十九年福島県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条の二中「規定する自動車税種別割」を「規定する自動車税」に、「自動車税種別割納税証明書」を「自動車税納税証明書」に改める。

第六十九条の五中「第二十五条第一項、」及び「第二十五条第二項」を削る。
第二百二十八条中「第二十五条第一項、」を削る。

第三百三十一条第一項を削り、同条第二項各号列記以外の部分中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第二号中「第七十一条の七」を「第七十一条の四」に改め、同項第三号中「第七十一条の九」を「第六十四条」に改め、同項第四号中「第七十一条の十五」を「第七十一条」に改め、同項を同条第一項とする。

第三百三十二条を次のように改める。

第三百三十二条 削除

第三百三十三条第一項を削り、同条第二項中「第七十一条の十六」を「第七十一条の二二」に、「種別割」を「自動車税」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第三百三十四条を次のように改める。

第三百三十四条 削除

第三百三十五条を次のように改める。

(自動車税整理簿)

第三百三十五条 県北地方振興局長及びいわき地方振興局長(以下「県北地方振興局長等」という。)は、条例第六十八条第二項の規定により証紙徴収の方法によつて徴収する自動車税については、第二百二十五号様式による自動車税整理簿を備え、当該自動車税を徴収したときは、その都度その徴収金額その他必要な事項を記載して整理しなければならない。

第三百三十五条の二から第三百三十五条の六までを削る。

第三百三十五条の七中「第七十一条の七」を「第七十一条の四」に改め、同条を第三百三十五条の二とする。

第三百三十六条(見出しを含む。)中「種別割」を「自動車税」に、「第七十一条の十三」を「第六十八条」に改める。

第三百三十七条第一項中「第七十一条の十四」を「第六十九条」に改める。

第三百三十八条第一項中「第七十一条の十三」を「第六十八条」に改め、同条第二項中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第三項中「第七十一条の十三」を「第六十八条」に改める。

第三百三十九条中「第七十一条の十四」を「第六十九条」に改める。

第三百四十一条の見出し中「種別割」を「自動車税」に改め、同条第一項中「第七十一条の十八」を「第七十一条の四」に改める。

第三百四十一条の三第一項各号列記以外の部分中「第七十一条の十八」を「第七十一条の四」に改め、同項第一号中「種別割」を「自動車税」に改め、同項第二号中「第七十一条の十八」を「第七十一条の四」に、「第七十一条の十二」を「第六十七条」に改め、同条第二項中「第七十一条の十八」を「第七十一条の四」に、「第七十一条の十一」を「第六十六条」に改める。

第三百四十一条の四の見出し中「種別割」を削り、同条中「第七十一条の十八」を「第七十一条の四」に改める。

第三百四十一条の五中「第七十一条の十八」を「第七十一条の四」に改める。

別表第二及び別表第三中「(第135条の7関係)」を「(第135条の2関係)」に改める。

第五号の二様式その四、同様式その四の二、同様式その四の三、同様式その四の四及び同様式その四の五中「~~種別割~~」を「~~自動車税~~」に改める。
第六号様式その四中「~~種別割~~」を「~~自動車税~~」に改める。
第十号様式を次のように改める。

第10号様式(第13条関係)

振興局 コード			
徴収金払込書			
整理番号	年度	会 計	計
		一 般 会 計	
払込金額	千 百 十 万 千 百 十 円	件数	
			件
上記の金額を払い込みます。			
年 月 日	福島県指定金融機関 様		
現金出納員 福島県 現金取扱員 印		金融機関収入済印	

振興局 コード			
収入済通知書			
第 号	年 度	会 計	計
現金出納員 福島県 現金取扱員		一 般 会 計	
払込金額	千 百 十 万 千 百 十 円	件数	
			件
上記の金額を領収しました。			
年 月 日	福島県現金出納員様 福島県指定金融機関		
		金融機関収入済印	

振興局 コード			
領 収 書			
第 号	年 度	会 計	計
現金出納員 福島県 現金取扱員		一 般 会 計	
払込金額	千 百 十 万 千 百 十 円	件数	
			件
上記の金額を領収しました。			
年 月 日	福島県指定金融機関		
		金融機関収入済印	

第二十二号様式その一、同様式その二、同様式その二の二及び同様式その二の三中「**専ら**」を「**専ら**」に改める。

第二十二号の三様式中「**専ら**」を「**専ら**」に改める。

第二十二号の四様式その三中「**専ら**」を「**専ら**」に改める。

第二百二十五号様式を次のように改める。

第 125 号様式 (第 135 条関係)

部 長	副部長	課 長	課 員	取扱者	押印 (納付) 年 月 日	整 理 番 号	徴収金額	納 税 者		概 要
								住 所	氏 名	
					・ ・				ほか人	
					・ ・					
					・ ・					
					・ ・					

備考 本簿は、納税証紙印の押印及び納税済印の押印別に口座を設けて整理すること。

第百二十五号の二様式から第百二十五号の七様式までを削る。
第百二十七号の四様式中「自動車税種別割」を「自動車税」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の福島県条例施行規則中、自動車税に関する部分は、令和八年度以降の年度分の自動車税について適用し、令和七年度以前の年度分の自動車税の種別割に関する部分については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県条例施行規則第五号の二様式その四、その四の二、その四の三、その四の四及びその四の五、第六号様式その四、第二十二号様式その一、その二、その二の二及びその二の三、第二十二号の三様式並びに第二十二号の四様式その三による納税通知書等は、当分の間、改正後の福島県条例施行規則第五号の二様式その四、その四の二、その四の三、その四の四及びその四の五、第六号様式その四、第二十二号様式その一、その二、その二の二及びその二の三、第二十二号の三様式並びに第二十二号の四様式その三による納税通知書等とみなす。

(税 務 課)

福島県規則第三十二号

福島県税特別措置条例施行規則の一部を改正する規則

福島県税特別措置条例施行規則（昭和三十八年福島県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

様式第一号（その七）を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前の自動車の取得に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(税 務 課)